（一関市産業教養文化体育施設条例施行規則の一部を改正する規則）

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表（第７条、第12条関係）
<table>
<tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td rowspan="2">電気器具等（消費電力量500W以上のものに限る。）を持込使用する場合の電気料金</td><td>１回につき消費電力量１kWhまで</td><td>50円</td></tr>
<tr><td>１回につき消費電力量１kWhを超える場合</td><td>３kWhまでは100円とし、３kWh増えるごとに50円を加算する。</td></tr>
</table></td><td>別表（第７条、第12条関係）
<table>
<tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td>電気器具等（消費電力の合計が500Wを超える場合に限る。）を持込使用する場合の電気料金</td><td>コンセント１か所につき１時間（コンセント１か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）</td><td>50円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正の部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。